

国際課税のケース・スタディ

ノルウェー法人税について

〔事例〕

当社は、ヨーロッパ進出に備えてヨーロッパ各国の税制の調査を行っているが、ノルウェーは、支払配当の損金算入を認めていると聞く。ノルウェーは他のヨーロッパ諸国と比較して、税制上有利な点があるのか。

〔ポイント〕

- 1 ノルウェーの法人税法の概要
- 2 シェドウ効果について
- 3 ノルウェー法人の利用法

〔検討〕

ノルウェーの法人税法の概要は次の通りである。

1 法人税の概要

(1) 特徴

ノルウェーの法人税制の特徴は、配当に係る二重課税を排除するために、支払配当の損金算入を認め、配当については受領段階でのみ課税していることである。逆に地方所得税及び租税均衡基金税（以下「均衡税」という）では、支払配当の損金算入を認めず、株主の受取配当を非課税としている。ノルウェーでは、法人所得に対し国税として法人税、地方税として所得税及び均衡税が課される。

(2) 居住法人

ノルウェーの法律に基づいて設立された法人は、居住法人となり、全世界所得に対して課税される。

非居住法人は外国において設立された法人で、ノルウェー国内で行われる事業から生じる所得、国内の動産又は不動産から生じる所得が課税対象となる。いずれの法人も、法人税、地方所得税、会社資本税等の納税義務者となる。

(3) 法人税の計算

イ 受取配当

居住法人からの受取配当は法人税の課税対象とされるが、地方所得税は非課税とされている。また、外国法人からの受取配当は、国税及び地方税の双方ともに課税の対象とされる。

ロ キャピタルゲイン

原則として、事業用資産のキャピタルゲインは所得に加算されて通常の税率によって課税される。不動産の取用による譲渡の場合は、軽減税率が適用され国税及び地方税合計18%の税率による課税となる。株式のキャピタルゲインは、その所有期間が3年以下であれば、40%の税率が適用されるが、所有期間が3年を超える場合は、株式の売却目的が間接的な会社資産の譲渡である場合のみ課税される。この場合の基準は、株式の45%以上の譲渡の場合又は30~45%の株式の売却において、結果として買手の所有株式が50%を超える場合で、税率は国税及び地方税を合わせて40%である。

ハ 減価償却

耐用年数3年未満で取得原価が10,000 Nkr の資産は、その取得した年度で損金算入が認められる。償却資産は四つのグループに分けられ、期首の簿価に期中に取得した資産の原価を加算し、期

中に売却した資産の価額を減算した金額を対象として減価償却が行われる。償却は課税当局の定めた定率法の償却率により行う。なお、従来認められていた取得時償却は、原則として1991年より廃止された。

ニ 交際費

交際費は損金算入が認められない。

ホ 寄付金

科学及び教育機関への寄付は、10,000 Nkr又は所得の10%を限度として損金算入が認められる。

ヘ 準備金等

居住法人は、税引前利益の20%を一般準備金として計上することが認められていたが、1991年1月より若干の経過規定を残して廃止された。

ト 欠損金の取扱い

欠損の繰越しは10年間認められる。なお、その

間に会社の支配権等に変更がある場合はその限りではない。また、清算により生じた欠損は2年の繰戻しが認められる。

チ 法人税率

法人税は27.8%の単一税率である。地方所得税の税率は最高21%である。それ以外に均衡税として2%の税率による課税がある。また、非居住者に対する支払配当については25%の税率による源泉徴収課税があるが、利子及び使用料については源泉徴収が行われない。

リ 申告等

課税年度は暦年で、連結決算等の特別な理由から事業年度が暦年でない法人は課税当局の特別の許可が必要となる。申告書の提出期限は、翌年の2月末であるが、1カ月の期限延長が認められる。納付は、事業年度の翌年の2月15日及び4月15日

実例をもとにやさしく解説!

有価証券の税金 Q & A

A5判・定価1,800円・〒260円
(税込み)

坂井 孝・横山義男 共著

- ◆資金を効率よく安全に運用するには、対象を特定の資産に片寄せせずに、三分法、すなわち、預金、不動産及び有価証券の各資産に分散させる必要があります。
- ◆本書は、筆者が顧問先の多くの方々から寄せられた有価証券に関する税金の質問をもとに、有価証券に関する問題点を幅広く取り上げて平易に解説しようと試みたものです。

財経詳報社

に納付金額の50%を納め、残額は、9月15日及び11月15日に納める。

2 シャドウ効果 (shadow effect)

ノルウェーでは、会計上の利益に税務調整をした金額を課税標準（以下「税引前利益」という）として、地方所得税及び均衡税が課される。この課税標準に、居住法人からの受取配当は加算し、支払配当の額を控除して調整した金額が法人税の課税標準となる。仮に、税引後利益の全額を配当とした場合、配当される金額は、税引前利益から地方所得税の額、均衡税の額及び税引前利益と支払配当の差額に課される法人税額を控除した金額となる。換言すれば、地方所得税及び均衡税の課税がなければ、税引前利益と支払配当の金額を同額にすることで法人税課税は生じないが、地方所得税及び均衡税の課税により税引前利益と支払配当の金額に差額が生じるため、法人税課税の余地が生じることになる。このことを地方所得税及び均衡税のシャドウ効果という。簡単な計算例でこれを示すと、可処分所得をすべて配当に充てた場合、税引前利益を100として、支払配当をXとすると、地方所得税及び均衡税の課税がない場合は、 $100 - (100 - X) \times 27.8\% = X$ となり、Xは100である。すなわち、地方所得税及び均衡税の課税のない場合は、税引前利益と支払配当の金額は同額となり、法人税課税はないことになる。しかしながら、実際には、地方所得税が21%、均衡税が2%課されることから、算式は $100 - 21 - 2 -$

$(100 - X) \times 27.8\% = X$ となり、Xは68と計算され、法人税実効税率は9%となる。したがって、税引後利益の全額を配当した場合、その実効税率は32%となり、税引後利益のうち、配当に充てられる金額は68となる。

3 ノルウェー法人の利用法

上述のとおり、ノルウェーの所得に対する実効税率は32%とすることが可能であることから、ヨーロッパの会社の子会社としてノルウェー法人を設立するのも、一つの案として魅力がある。

すなわち、ヨーロッパにおいてはEC統合指令の一つに、EC域内の親会社が受領する配当については、これを益金不算入とするか、あるいは子会社の配当原資となる所得に対して課された税額を税額控除の対象とすることを定めたものがある。

仮にノルウェー法人の親会社（EC域内に所在する）の所在地国でノルウェー法人からの配当についてこれを非課税としている場合には、その親会社を頂点としたヨーロッパでのグループ編成を行い、ヨーロッパにおける事業の中心的な拠点をノルウェーとすることも検討に値する方式かと考える。

なおノルウェーは、55カ国との間で租税条約を締結していることから、ノルウェーを拠点とするうえで有利になるものといえる。

（税理士 小沢 進）

全訂版 会社手続と税務処理

A5判・定価2,800円 千310円
(税込み)

小林健男・竹下重人・吉牟田 勲 著

会社運営の法律手続と、その税務処理の方法を一冊に要領よくまとめた好評の旧著に、新たに平成2年の商法改正事項を織り込み、全面改訂。

財経詳報社